

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

			資料番号	29	担当課	消防防災安全課
法令名	高圧ガス保安法	根拠条項	56-4	不利益処分の種類	不合格附属品の処分命令	
高圧ガス保安法(昭和26年6月7日法律第204号) (くず化その他の処分) 第56条 経済産業大臣は、容器検査に合格しなかつた容器がこれに充てんする高圧ガスの種類又は圧力を変更しても第四十四条第四項の規格に適合しないと認めるときは、 <u>その所有者に対し、これをくず化し、その他容器として使用することができないように処分すべきことを命ずることができる。</u> 2 協会又は指定容器検査機関は、その行う容器検査に合格しなかつた容器がこれに充てんする高圧ガスの種類又は圧力を変更しても第四十四条第四項の規格に適合しないと認めるときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に報告しなければならない。 3 容器の所有者は、容器再検査に合格しなかつた容器について三月以内に第五十四条第二項の規定による刻印等がされなかつたときは、遅滞なく、これをくず化し、その他容器として使用することができないように処分しなければならない。 4 <u>前三項の規定は、附属品検査又は附属品再検査に合格しなかつた附属品について準用する。</u> この場合において、第一項及び第二項中「これに」とあるのは「その附属品が装置される容器に」と、「第四十四条第四項」とあるのは「第四十九条の二第四項」と、前項中「について三月以内に第五十四条第二項の規定による刻印等がされなかつたとき」とあるのは「について」と読み替えるものとする。 5 容器又は附属品の廃棄をする者は、くず化し、その他容器又は附属品として使用することができないように処分しなければならない						
[参考条文] 高圧ガス保安法施行令(平成9年2月19日政令第20号) 第18条(都道府県が処理する事務)						

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定